

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第13号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第16条（第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第25条中「並びに第15条第2項及び第3項の規定」を削り、「除く。」の次に「以下この条及び次条第1項において同じ。」を加え、「、第15条第2項及び第3項中「フルタイム」とあるのは「パートタイム」と、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第25条」と」を削り、同条に次の2項を加える。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第25条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第16条（第1項後段を除く。）の規定は、任期の定

めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の102.5（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の61.25）」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 香芝市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。
第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。